

令和9年度保育園入園のご案内



豊山町マスコットキャラクター
地空人（ちくうじん）くん

【 目 次 】

1	町立保育園の案内	・・・	P 1
2	保育年齢	・・・	P 3
3	入園手続き	・・・	P 3
4	入園判定基準	・・・	P 4
5	入園申込の受付・内科健診（1次申込）	・・・	P 5
6	面接	・・・	P 5
7	入園申込の受付・健康診断・面接 （2次申込・3次申込）	・・・	P 5
8	保育認定区分及び保育料等	・・・	P 6

豊山町 生活福祉部 子ども応援課

1 町立保育園の案内

1. 保育目標

豊山町立保育園では、「豊かに伸びていく可能性を内に秘めている子どもたちが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という保育目標を掲げています。

2. 保育時間

開 園 時 間	豊山保育園 午前7時30分～午後6時30分 富士保育園 午前7時30分～午後6時30分 青山保育園 午前7時00分～午後7時00分
通常保育時間	平 日 午前8時00分～午後4時00分 土曜日 午前8時00分～正午
登 園 時 間	ご家庭の状況に合わせて、午前9時までに登園してください。
降 園 時 間	平 日 午後3時30分から 土曜日 正午から

3. 休園日

日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月29日～1月3日）

その他、町長が必要と認めた日

4. 保育場所

【 豊山町立 豊山保育園 】

所 在 地	〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄68番地
電 話 番 号	0568-28-2888
F A X	0568-28-2902
定 員	220人（令和8年4月1日現在）
開 園 時 間	午前7時30分～午後6時30分
保 育 内 容	生後7か月目からの保育（通常保育、長時間保育、乳児保育、障がい児保育、病後児保育）、一時的保育（非定型的保育、緊急保育、私的理由保育）
施 設 概 要	敷地面積 3,047.0㎡ 建物面積 1,772.8㎡ 構 造 鉄筋コンクリート2階建て
開設年月日	昭和48年9月1日
設 置 者	豊山町長

【 豊山町立 富士保育園 】

所 在 地	〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川46番地
電 話 番 号	0568-28-3459
F A X	0568-28-3509
定 員	180人（令和8年4月1日現在）
開 園 時 間	午前7時30分～午後6時30分
保 育 内 容	生後7か月目からの保育（通常保育、長時間保育、乳児保育、障がい児保育）、 一時的保育（緊急保育のみ）
施 設 概 要	敷地面積 2,965.0㎡ 建物面積 1,569.4㎡ 構 造 鉄筋コンクリート2階建て
開設年月日	昭和47年4月1日
設 置 者	豊山町長

※土曜日保育の実施園は、豊山保育園と青山保育園の2園です。富士保育園児は、豊山保育園で実施します。

【 豊山町立 青山保育園 】

所 在 地	〒480-0201 愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄12番地
電 話 番 号	0568-28-3562
F A X	0568-28-3697
定 員	132人（令和8年4月1日現在）
開 園 時 間	午前7時00分～午後7時00分
保 育 内 容	生後7か月目からの保育（通常保育、長時間保育、障がい児保育）、一時的 保育（非定型的保育、緊急保育、私的理由保育）※2歳児以上
施 設 概 要	敷地面積 3,343.8㎡ 建物面積 1,736.9㎡ 構 造 鉄筋コンクリート2階建て
開設年月日	平成14年9月1日
設 置 者	豊山町長

※青山保育園は平成27年4月1日から社会福祉法人檸檬会（れもんかい）が指定管理者として保育を実施しています。

2 保育年齢

保育入園対象年齢は、生後7か月日から5歳までです。入園のクラス年齢は令和9年4月1日現在の満年齢によります。

【 令和9年度保育園児童年齢区分表 】

年 齢 区 分	生 年 月 日 に よ る 区 分
5 歳 児	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日
4 歳 児	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日
3 歳 児	令和 5年4月2日 ～ 令和 6年4月1日
2 歳 児	令和 6年4月2日 ～ 令和 7年4月1日
1 歳 児	令和 7年4月2日 ～ 令和 8年4月1日
0 歳 児	令和 8年4月2日 ～ 令和 8年9月30日

3 入園手続き

1. 実施児について

入園申込みをできる方は、別表の保育を必要とする理由に該当する方です。

提出書類は、①2号・3号認定 教育・保育給付認定申請書 兼 保育園入園申込書、②保育を必要とする申出・証明書、の2種類です。

「②保育を必要とする申出・証明書」は、別表のとおり、保育を必要とする理由によって異なります。入園承諾の可否については、保育園入園申込書及び関係証明書類の審査に基づき、優先度を決定しますので、正確に記入してください。

【 保育を必要とする理由及び申出・証明書 】 (別表)

保育を必要とする理由	保育を必要とする申出・証明書	
就労 1月あたり60時間以上の仕事をしている場合	外勤の場合	就労証明書(※1)
	自営・内職の場合	就労証明書とその他書類(※2)
妊娠・出産(※3)	添付書類は必要ありません。(子ども応援課から保健センターに出産予定日を確認することに御同意いただきます。)	
疾病	医師の診断書	
障がい	身体障害者手帳・精神手帳・療育手帳(障害の程度が確認できる部分の写し)と医師の診断書	
介護等	医師の診断書、看護(介護)申立書	
求職活動(※4)3次のみ受付	求職活動申立書	
災害復旧	り災したことがわかる書類	
就学(※5)	在学中であることがわかる書類(在学証明書・学生証等)	
育児休業中の新規利用	育児休業中で保育園を利用(3歳以上児に限る)	
その他	町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	

※1 就労証明書は全国標準書式を使用しています。

※2 ・自営業の方は、令和7年分の確定申告書の写しを提出してください。(開業して間もない場合は税務署へ提出する開業届出書の写し)

- ・家庭内労働で認定申請する場合には、月60時間以上の労働が確認できる書類及び家庭内労働の実態が分かる給与明細を提出してください。

- ※3 出産予定日から起算して8週（56日）前の日の属する月の初日から、出産予定日から起算して8週（56日）を経過する日の翌日が属する月の末日までが保育実施期間です。転入された方は親子健康手帳の出産予定日の記載されたページの写しが必要になります。
- ※4 入園後60日以内に就労証明書で就労開始が証明できない場合は、退園していただきますのでご承知おきください。
- ※5 学校教育法に定める教育施設、職業能力開発促進法に定める施設、職業能力開発総合大学校に通う方です。

2. 私的契約児について

私的契約とは、3歳児以上で上記の入園基準に該当しなくても、定員に余裕がある場合に限り入園できる制度です。入園順位は受付順とさせていただきます。

私的契約児の保育時間は午前8時～午後4時で、延長保育や長時間保育は利用できません。保育期間は最長1年で、翌年度も引き続き保育園の入園を希望される場合には、再度保育園の入園手続きが必要です。

4 入園判定基準

1. 実施児について

保護者、児童、家族構成、その他の状況を勘案し、保育の必要性の高い順に入園児童を選考します。

第1希望の保育園において、定員を超える入園申込みがあった場合は、入園承諾基準指数表に基づき指数の高い方から順に入園を承諾します。

第2、第3希望の保育園に入園していただくこともありますのでご了承ください。

2. 私的契約児について

入園順位は、入園申込みの受付順です。定員に余裕がある場合に限り入園できる制度ですので、入園できない場合があります。

※入園保育園の承諾、不承諾の通知は令和9年2月上旬までに文書で通知します。

5 入園申込の受付・内科健診（1次申込）

保育園入園申込受付・内科健診は、下記の通り行います。入園申込受付後、同日に入園前の内科健診を受けていただきます。

受付日時 令和8年10月29日（木）

時間は午前9時15分から午前11時20分の間で指定します。

申込書配布時に受付時間を案内します。

入園手続きに必要な書類をご持参の上、指定受付時間にお越しください。

受付場所 豊山町社会教育センター 研修室1・研修室2

申込書などの必要書類を、以下のとおり窓口で配布します。

申込書配布期間 令和8年9月28日（月）～令和8年10月16日（金）

午前9時00分～午後4時00分（土日休日を除く）

申込書配布場所 役場1階5番窓口 子ども応援課 子ども応援グループ

※転入等で、遠方のため、必要書類を役場に取りに来られない場合は、町HPからダウンロードし、提出ください。

※求職活動の方の受付は3次申込のみとなります。

※10月17日（土）以降の問い合わせからは2次審査になります。

＊10月29日（木）にお越しできない方＊

10月30日（金）～11月6日（金）に入園申込書を役場1階子ども応援課に提出してください。

また、11月20日（金）までに健康診断の受診と面接を行ってください。健康診断は指定医療機関になりますので、申込書提出時に受診票をお渡しします。面接は第一希望園で行います。未実施の場合は、2次審査となりますので、ご了承ください。

6 面接

面接を下記のとおり行いますので、入園第1希望の保育園の指定時間にお子様と一緒に来園してください。面接時間は申込書受付時【10月29日（木）】に決定します。

日 時 令和8年11月11日（水）・12日（木）

午後1時から午後5時（予約制）

場 所 第一希望園

持 ち 物 児童保健調査票

7 入園申込の受付・健康診断・面接（2次申込・3次申込）

令和8年10月19日（月）より随時受付します。申込書等提出時に健康診断の受診と面接の案内をします。申込書等提出・健康診断・面接すべてが完了した方を審査対象とします。

申込期限は次のとおりです。 ※求職活動の方の受付は3次申込のみとなります。

2次申込締切日：令和9年2月5日（金） 3次申込締切日：令和9年3月1日（月）

8 保育認定区分及び保育料等

1. 保育認定区分

(1) 年齢による認定区分

豊山町立保育園は、2号認定または3号認定となります。

年 齢	年齢の認定区分
3歳以上児	2号認定
3歳未満児	3号認定

(2) 保育必要理由に基づく保育必要量等の認定区分

保育必要理由によって、認定期間や保育必要量の認定が異なります。

保育必要理由	認定期間	保育必要量の認定区分
就労（月120時間以上）	就労期間	標準時間認定 （1日最長11時間の保育）
就労（月60時間以上120時間未満）		短時間認定 （1日最長8時間の保育）
妊娠	出産予定日から起算して8週（56日）前の日の属する月の初日から	標準時間認定 （1日最長11時間の保育）
出産	出産予定日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	
保護者の疾病・障害	通院・入院期間	
災害復旧	申立期間	
求職活動	最長60日間	短時間認定 （1日最長8時間の保育）
育児休業中	育児休業が終了する月の末日まで	
同居又は長期入院している親族の介護・看護	介護・看護期間	介護時間・就学時間に準じて認定
就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む。）	卒業予定日または終了予定日が属する月の末日まで	

2. 保育料

3歳以上児の保育料 ※3歳児は、満3歳になって最初の4月1日を迎えた子どもです。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始したことに伴い、3歳以上児（私的契約児を除く）の保育料は、無料です。

また、給食費（副食費）については、当分の間、子育て支援のため無料とします。

詳細については、P8の「3. 3歳以上児の給食費（副食費）」を参照してください。

3歳未満児の保育料

3歳未満児の保育料は、次の（1）～（3）のとおり、所得や世帯状況に応じた金額をお支払いいただきます。給食費（副食費）は、保育料の中に含まれているため、別途費用徴収はありません。

(1) 階層区分の算出方法

保育料は、子どもと同一世帯に属する父母と「主たる生計者である」扶養義務者（祖父母等を含む）の町民税所得割額を基に【表1】の階層区分で算出します。

（参考）令和9年度4月～8月の保育料：令和8年度の町民税所得割額等を基準に算定

令和9年度9月～3月の保育料：令和9年度の町民税所得割額等を基準に算定

【表1】

区 分			保育料（月額）	
			3号認定	
階層区分	世帯状況		3歳未満児	
			標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き、町民税非課税世帯		0円	0円
C	A階層を除き、所得税非課税世帯		10,100円	10,000円
D1	町民税所得割額 が右欄の区分に 該当する世帯	97,000円未満	16,000円	15,800円
D2		110,000円未満	18,900円	18,600円
D3		169,000円未満	26,800円	26,400円
D4		230,000円未満	32,500円	32,000円
D5		301,000円未満	37,600円	37,000円
D6		330,000円未満	40,600円	40,000円
D7		330,000円以上	44,700円	44,000円

備考 所得割額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用しません。

※ 国の基準に合わせ、令和8年9月分以降の保育料の算定から、適用しない税額控除として配当割額・株式等譲渡所得割額控除を追加しました。

保育料を算定する際に用いる子どもの年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用します。

(2) ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等への減額

子どものいる世帯が、次の①から③のいずれかの世帯に該当し、かつ【表2】の階層区分に該当する場合は、【表2】の保育料とします。

- ①「ひとり親世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭世帯
- ②「在宅障がい児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ・身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- ③「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

【表2】

区 分		保育料（月額）	
		3号認定	
階層区分	世帯状況	3歳未満児	
		標準時間	短時間
B	町民税非課税世帯	0円	0円
C	所得税非課税世帯	4,050円	4,000円
D1	所得割額77,101円未満	8,000円	7,900円

（3）2人以上子どものいる世帯への減額

保護者などが養育・監護している子ども（当該年度初日において18歳に満たない者をいう。）が2人以上いる世帯の子どものうち、当該世帯の2人目以降の子ども（私的契約を除く。）として入園する場合、その子どもの保育料を無料とします。

3. 3歳以上児の給食費（副食費）

保育園給食に係る食材料費のうち、副食費（おかず・デザート・おやつ等）は、月額5,100円ですが、当分の間、子育て支援のため無料としますので、保護者の方の負担はありません。

（この事業には、防衛省の「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用しています。）

年齢区分	世帯状況等	副食費（月額）
3歳以上児 （私的契約児を除く）	下記以外の子ども	5,100円 ただし、実際の負担は <u>0円</u>
	年収360万円未満相当世帯の子ども（町民税所得割額57,700円未満世帯の子ども） ※ひとり親世帯、在宅障がい児（者）世帯等は、町民税所得割額77,101円未満世帯の子ども	0円
	全所得階層の第2子以降 ※18歳未満の子どもが2人以上いる場合で2人目以降	

（参考）令和9年度4月～8月の副食費：令和8年度の町民税所得割額を基準に算定

令和9年度9月～3月の副食費：令和9年度の町民税所得割額を基準に算定

4. 延長保育料

保育短時間認定（８時間）の子が、７時３０分～８時、１６時～１８時３０分（青山保育園は、７時～８時、１６時～１９時）、保育標準時間認定（１１時間）の子どもが、７時～７時３０分、１８時３０分～１９時（青山保育園に限る）の保育を受ける場合には、下表のとおり延長保育料（月額）を徴収します。

低所得世帯等の減免については、生活保護世帯等は無料とします。また、小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に延長保育を受けた場合には、２人目は半額、３人目以降は無料とします。なお、延長保育の保育料は、３か月に１回徴収します。

	7 時	30 分	8 時	16 時	17 時	18 時	30 分	19 時
保育時間			通常保育時間 8:00 ~ 16:00					
標準時間 (豊山・富士)	—	(長時間保育)	保育標準時間認定（１１時間） 7:30 ~ 18:30	(長時間保育)			—	
標準時間 (青山)	200 円	(長時間保育)	保育標準時間認定（１１時間） 7:30 ~ 18:30	(長時間保育)			200 円	
短時間 (豊山・富士)	—	200 円	保育短時間認定（８時間） 8:00 ~ 16:00	400 円	400 円	200 円	—	
短時間 (青山)	200 円	200 円	保育短時間認定（８時間） 8:00 ~ 16:00	400 円	400 円	200 円	200 円	

※延長保育料は、令和元年１０月から開始した幼児教育・保育の無償化の対象外です。

5. 私的契約保育料

年齢区分	保育料（月額）
４歳以上児	20,100円
３歳児	23,600円

※私的契約保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

【問 合 せ】

豊山町 生活福祉部 子ども応援課 子ども応援グループ
(豊山町役場 １階 ５番窓口)

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

TEL 0568-28-0936

FAX 0568-28-2870

Email kodomo@town.toyoyama.lg.jp